

令和3年度法科大学院関係状況調査

教育実施状況に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学（35校）

調査基準日 : 令和3年4月1日

1

1. ICTの活用状況

- 各授業の実施状況
- 遠隔授業におけるICT活用の程度
- 授業外でのICTの活用
- ICTを活用した授業で工夫していること
- オンデマンド型の授業で工夫していること
- ICTを活用した授業改善に向けた取組

2. 科目等履修について

- 法曹コースの学生に認めている科目等履修について
- 未修者コース希望者に認めている科目等履修について
- 法曹有資格者に認めている科目等履修について

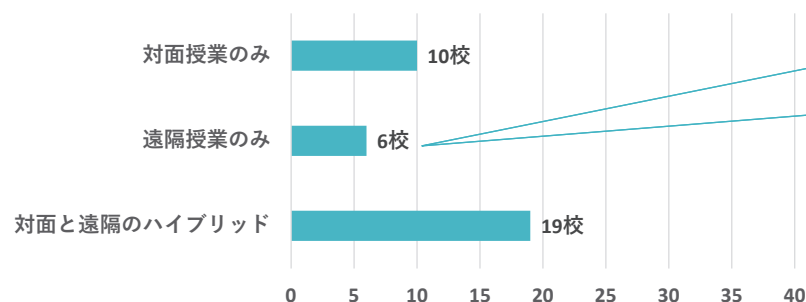
1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。

(対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

A 法律基本科目（基礎）

■ 主たる授業形態

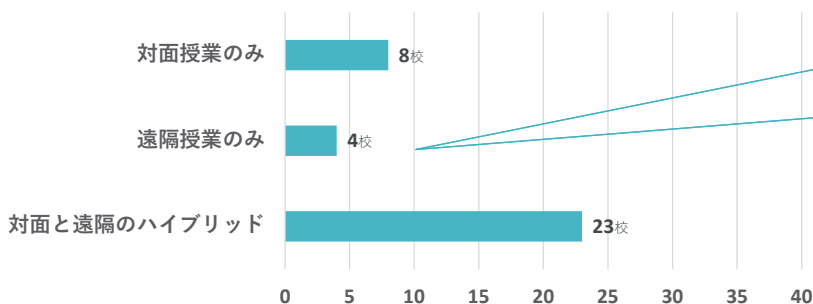


遠隔授業のみの大学（6校）の内訳

同時双方向のみ：4校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：1校

B 法律基本科目（応用）

■ 主たる授業形態



遠隔授業のみの大学（4校）の内訳

同時双方向のみ：2校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：1校

3

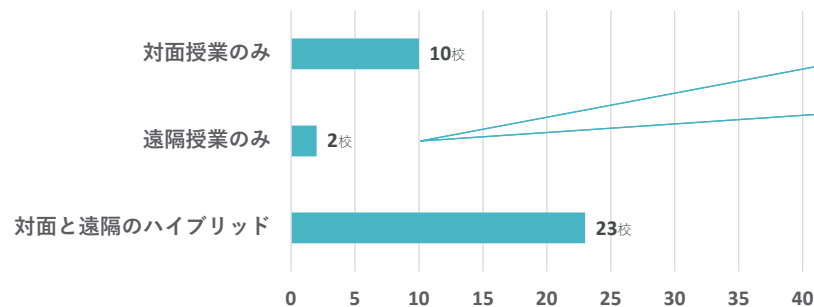
1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。

(対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

C 法律実務基礎科目

■ 主たる授業形態

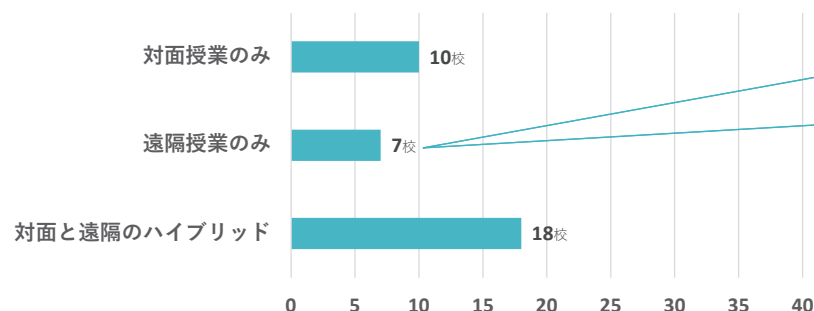


遠隔授業のみの大学（2校）の内訳

同時双方向のみ：1校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：1校
その他：0校

D 基礎法学・隣接科目

■ 主たる授業形態



遠隔授業のみの大学（7校）の内訳

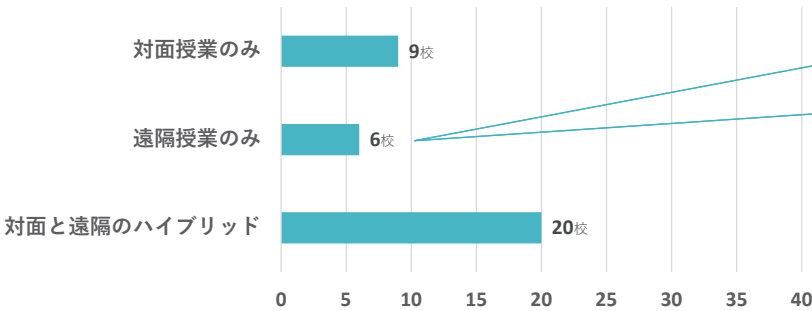
同時双方向のみ：4校
オンデマンドのみ：0校
同時双方向とオンデマンドの複合：2校
その他：1校

4

1. ICTの活用状況

令和3年度の各授業科目の実施状況についてお答えください。
 (対面のみ、遠隔のみ、その両方を活用など、実施方法の内訳と、そう整理した理由)

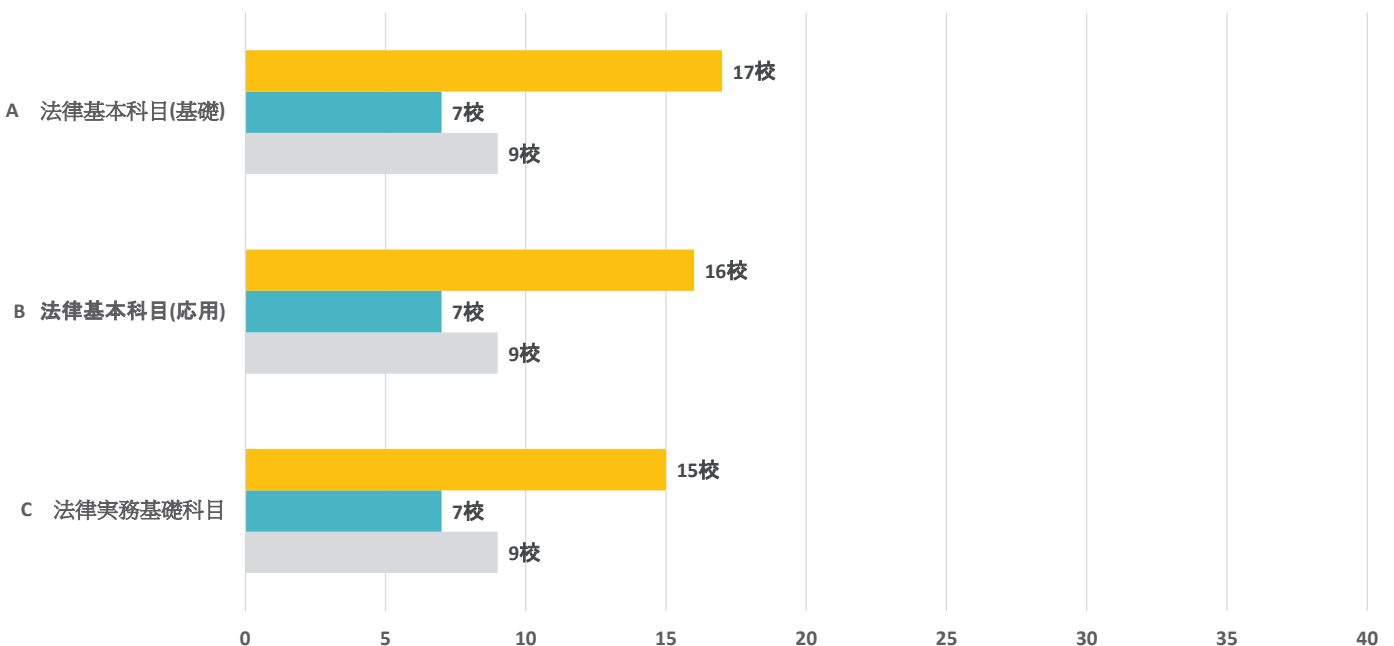
E 展開・先端科目 ■ 主たる授業形態



遠隔授業のみの大学（6校）の内訳
 同時双方向のみ：4校
 オンデマンドのみ：0校
 同時双方向とオンデマンドの複合：1校
 その他：1校

1. ICTの活用状況

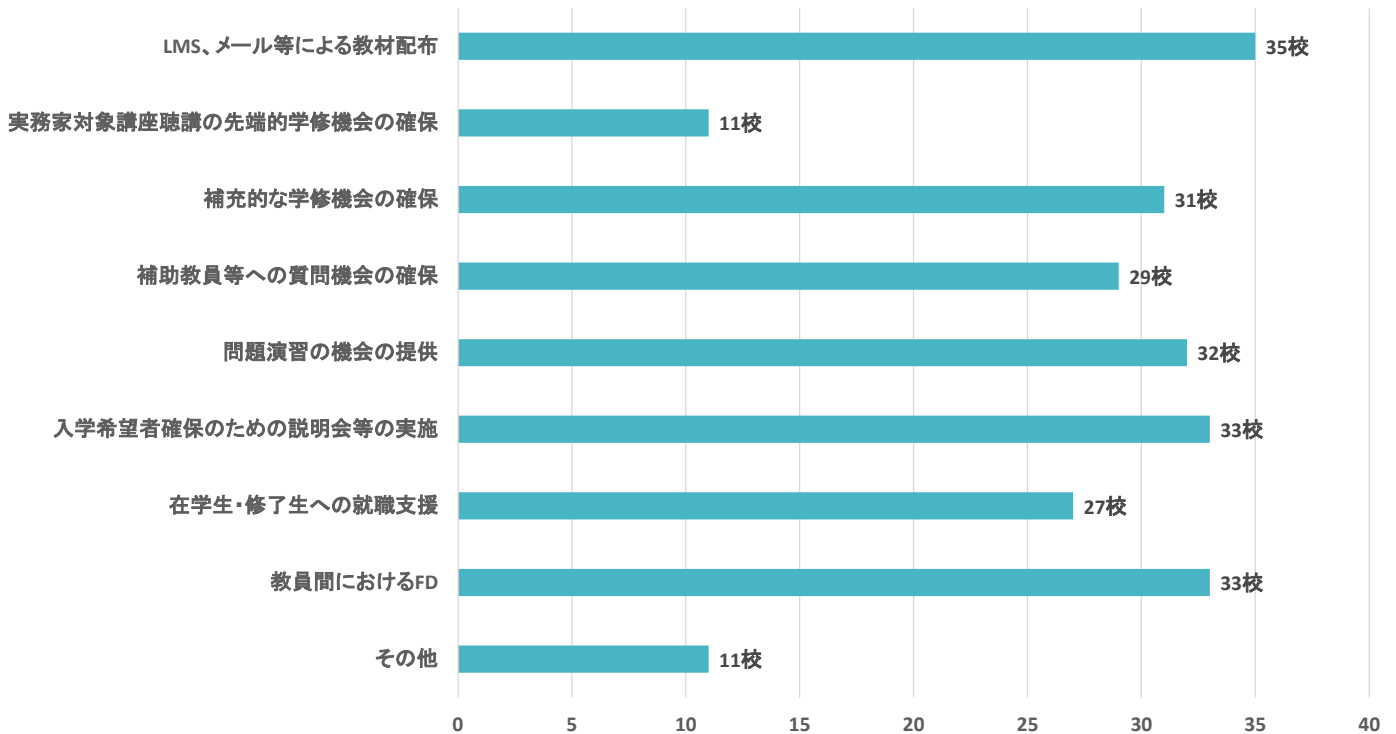
遠隔授業においてどの程度ICTを活用しているのか回答してください。(各項目につき、選択回答式)



■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業の欠席者や復習のための補助的な方法として、ICTをほとんどの科目で活用している大学
 ■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業において予習用教材として、ICT(オンデマンド教材)をほとんどの科目で活用している大学
 ■ 面接授業や同時双方向型の遠隔授業において授業時間中に教材としてICTをほとんどの科目で活用している大学

1. ICTの活用状況

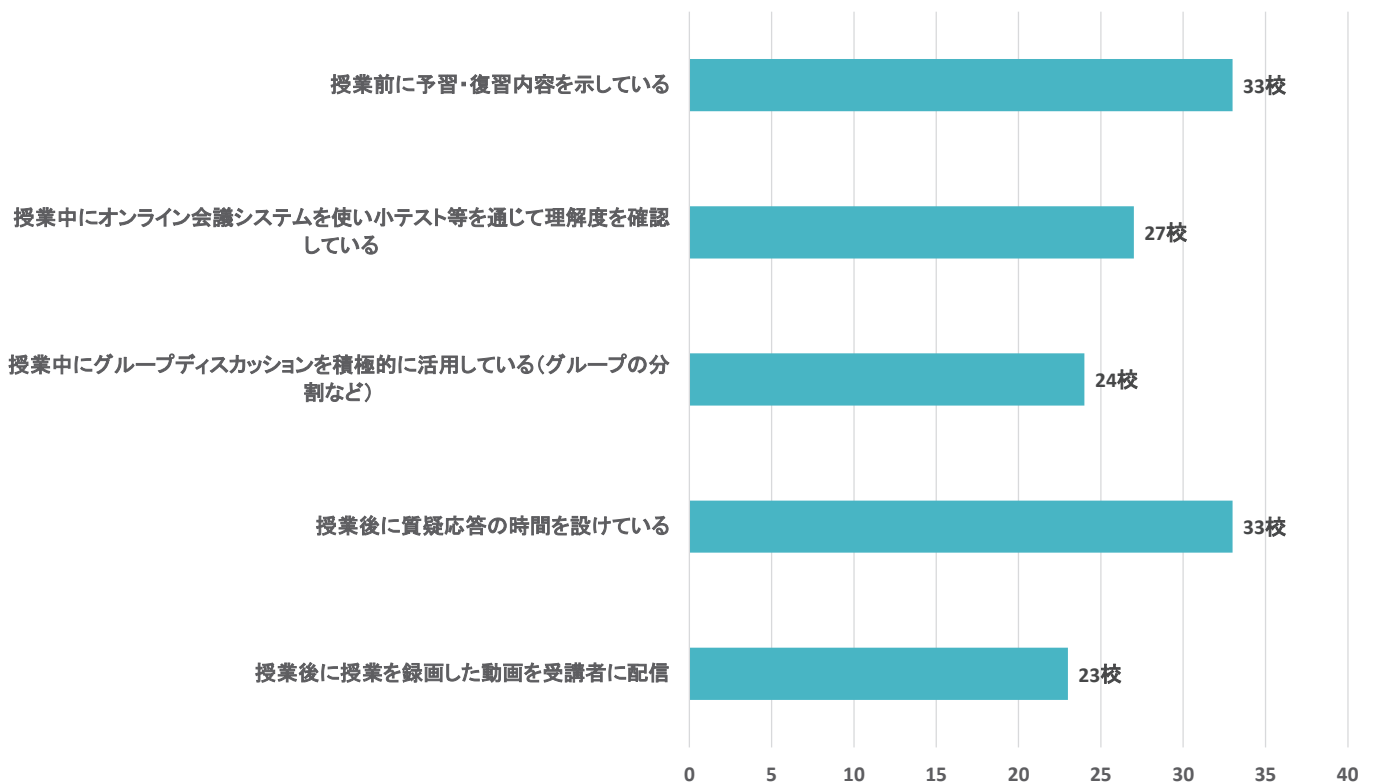
授業外でICTを活用してどのような取組を実施したのか回答してください。
(各項目につき、「○」「×」選択式)



7

1. ICTの活用状況

同時双方向型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。
(各項目につき、「○」「×」選択式)

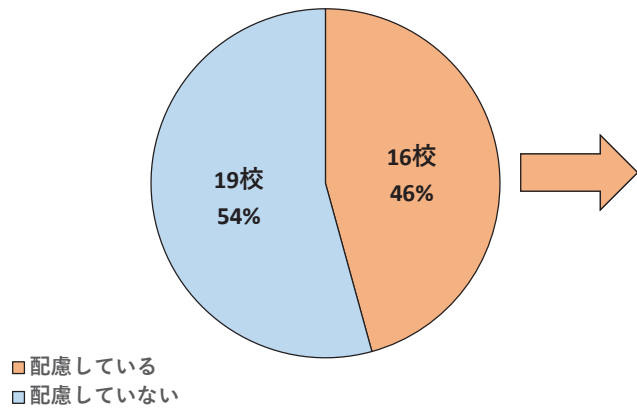


8

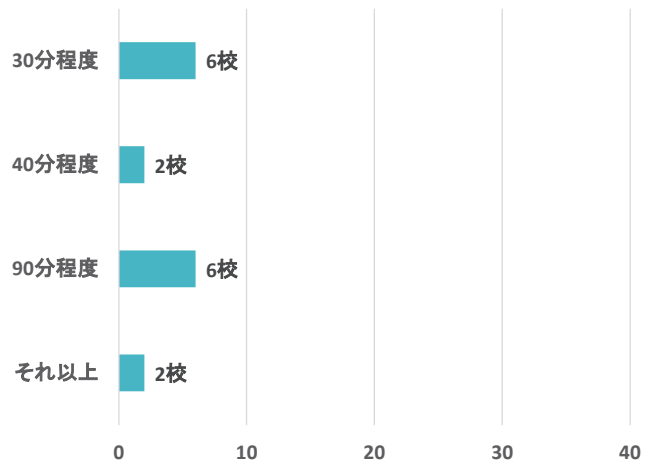
1. ICTの活用状況

オンデマンド型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。（「○」「×」選択式）

■ 一つの動画の配信が長時間にならないよう配慮している大学



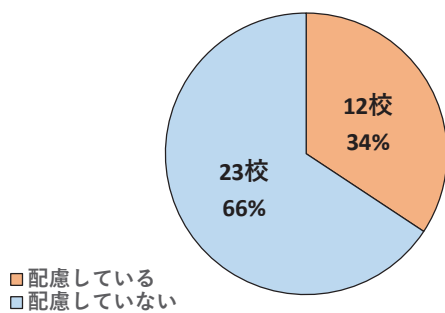
配慮している大学（16校）のうち、その概ねの時間



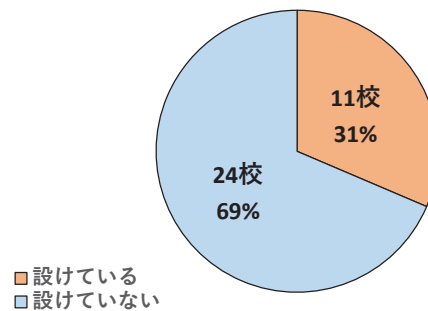
1. ICTの活用状況

オンデマンド型の授業時に工夫している項目を選択回答してください。（「○」「×」選択式）

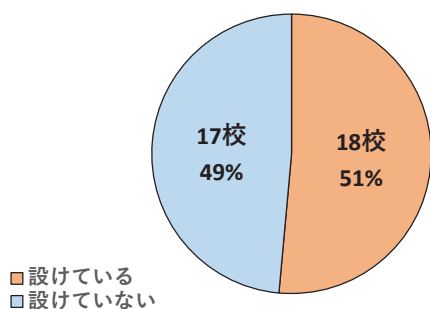
■ 通信量の軽減について配慮している大学



■ 学生の動画視聴状況を確認できる体制を設けている大学（全15回講義の視聴状況の確認等）



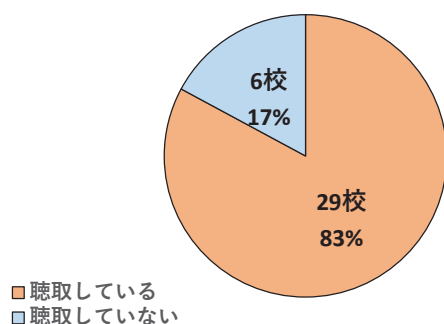
■ 学生の理解度を確認するため、確認テストやレポート提出等を設けている大学



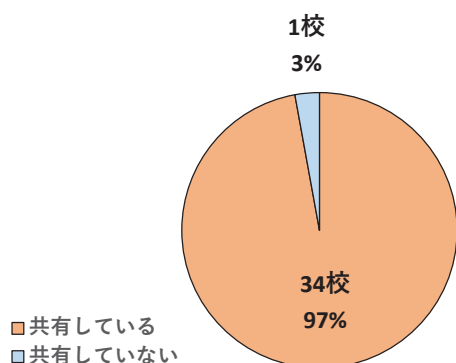
1. ICTの活用状況

ICTを活用した授業改善に向けた取組について回答ください。(「○」「×」選択式)

■ 学生にオンライン授業の改善点を定期的に聴取している大学



■ FDの一環として、教員間でオンライン授業の工夫例を共有している大学

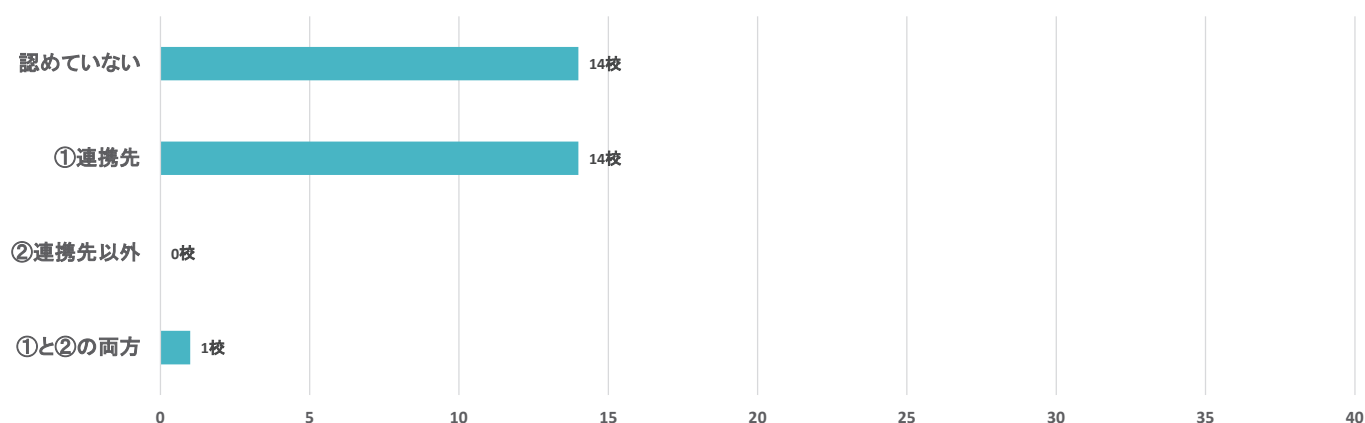


2. 科目等履修について

法曹コースの学生について、科目等履修を認めているか回答してください。

調査対象：法科大学院を設置しており、法曹コースをもつ29大学

■ 次の法曹コースの学生に科目等履修を認めている



2. 科目等履修について

法曹コースの学生に認めている科目等履修

＜主な授業科目＞ 基礎法学・隣接科目や展開・先端科目が多く見受けられる。

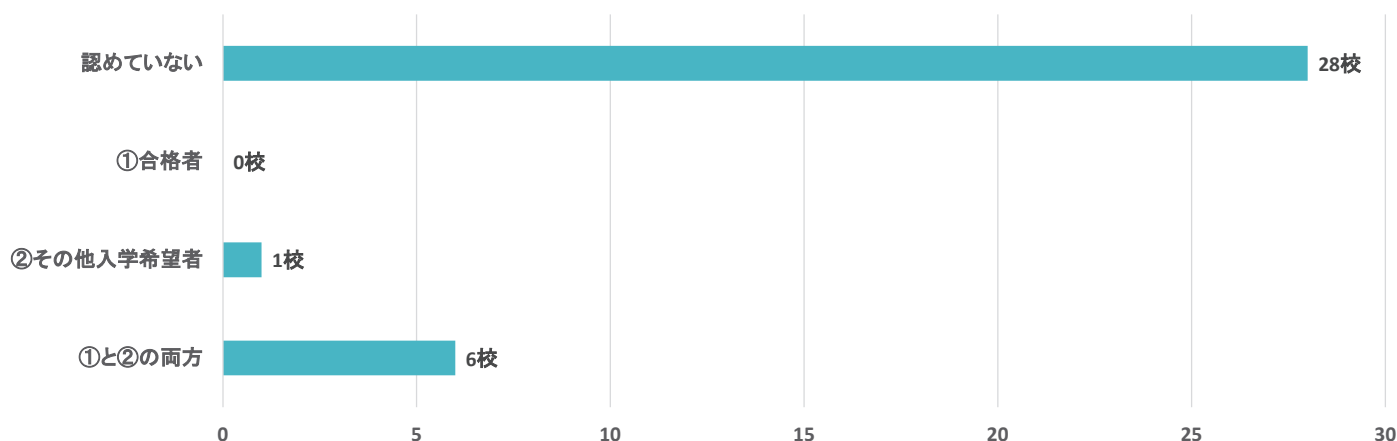
- 北海道大学：〔基礎・隣接〕西洋法史、政策分析
〔展開・先端〕知的財産法B
- 東北大学：〔展開・先端〕環境法Ⅱ、実務国際私法Ⅰ、実務国際法Ⅱ
- 東京大学：〔基礎・隣接〕現代アメリカ法Ⅰ
〔展開・先端〕国際取引法、地方自治法、裁判外紛争処理法
英語で学ぶ法と実務Ⅰ、Ⅱ、立法学
- 名古屋大学：〔基礎・隣接〕法哲学、法制史
〔展開・先端〕租税法Ⅰ
- 大阪大学：〔法律基本(応用科目)〕憲法応用、行政法応用Ⅰ、Ⅱ
- 創価大学：〔基礎・隣接〕法哲学、〔展開・先端〕国際法、〔法律実務基礎〕実務法学入門

13

2. 科目等履修について

法学未修者コース入学希望者にどのような授業科目で科目履修を認めているか回答してください。

■ 法学未修者コース入学希望者に科目等履修を認めている



法学未修者の学生に認めている科目等履修

＜主な授業科目＞

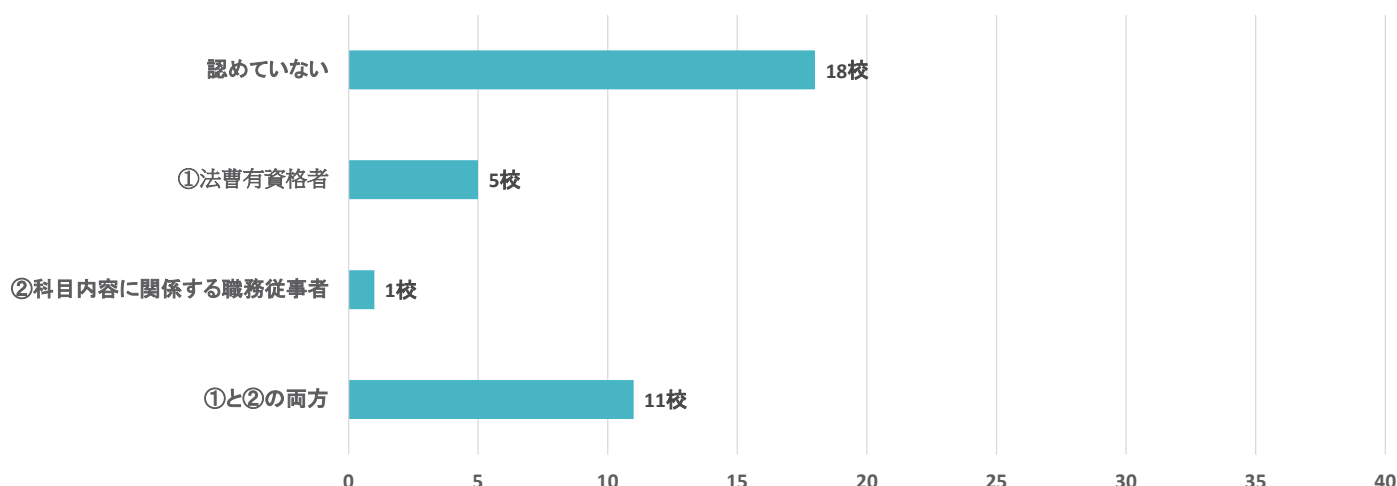
- 筑波大学
〔法律基本〕憲法Ⅰ-A、基礎ゼミⅠ
- 琉球大学、福岡大学
対象科目は特に指定なし
- 創価大学
〔実務基礎〕実務法学入門、〔基礎・隣接〕法哲学、〔展開・先端〕国際法

14

2. 科目等履修について

法曹有資格者等について、どのような授業科目で科目履修を認めているか回答してください。

■ 法曹有資格者等に科目等履修を認めている ※法曹有資格者には司法試験合格者も含む



<科目履修を認めている大学の実績>

○令和2年度実績で、法曹有資格者を受け入れた人数

筑波大学：1名（英文法律文書作成）

慶應義塾大学：12名

○科目内容に関する職務従事者を受け入れた人数

東京大学：2名（倒産処理研究、地方自治法）

関西学院大学：1名（会社法）

慶應義塾大学：1名

15

2. 科目等履修について

法曹有資格者の学生に認めている科目等履修

<主な授業科目>

(法曹有資格者を対象)

- 東北大学：実務知的財産法、子供と法演習
- 大阪大学：倒産法基礎、倒産法応用、倒産法演習
- 神戸大学：商取引法、法文化、法思想、他
- 早稲田大学：著作権法、特許法、著作権等紛争処理法
- 関西大学：労働法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、中国ビジネス法講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、倒産法Ⅰ、Ⅱ、他

(法曹有資格者及び科目に関する職業従事者を対象)

- 筑波大学：英文法律文書作成、金融商品取引法、少年法
- 東京大学：国際人権法、倒産処理研究、地方自治法、英語で学ぶ法と実務Ⅱ、労働法演習
- 琉球大学：対象科目は特に指定なし
- 慶應義塾大学：租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法
- 駒澤大学：憲法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、行政法、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、商法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、他
- 日本大学：労働法Ⅰ、Ⅱ、経済法、国際私法Ⅰ、Ⅱ、知的財産法Ⅰ、Ⅱ、倒産法Ⅰ、Ⅱ、租税法、医療と法、法医学
- 愛知大学：対象科目は特に指定なし

(科目に関する職業従事者を対象)

- 関西学院大学：ほぼ全ての開講科目

16

令和3年度法科大学院関係状況調査

法学未修者教育に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学 (35校)

調査基準日 : 令和3年4月1日

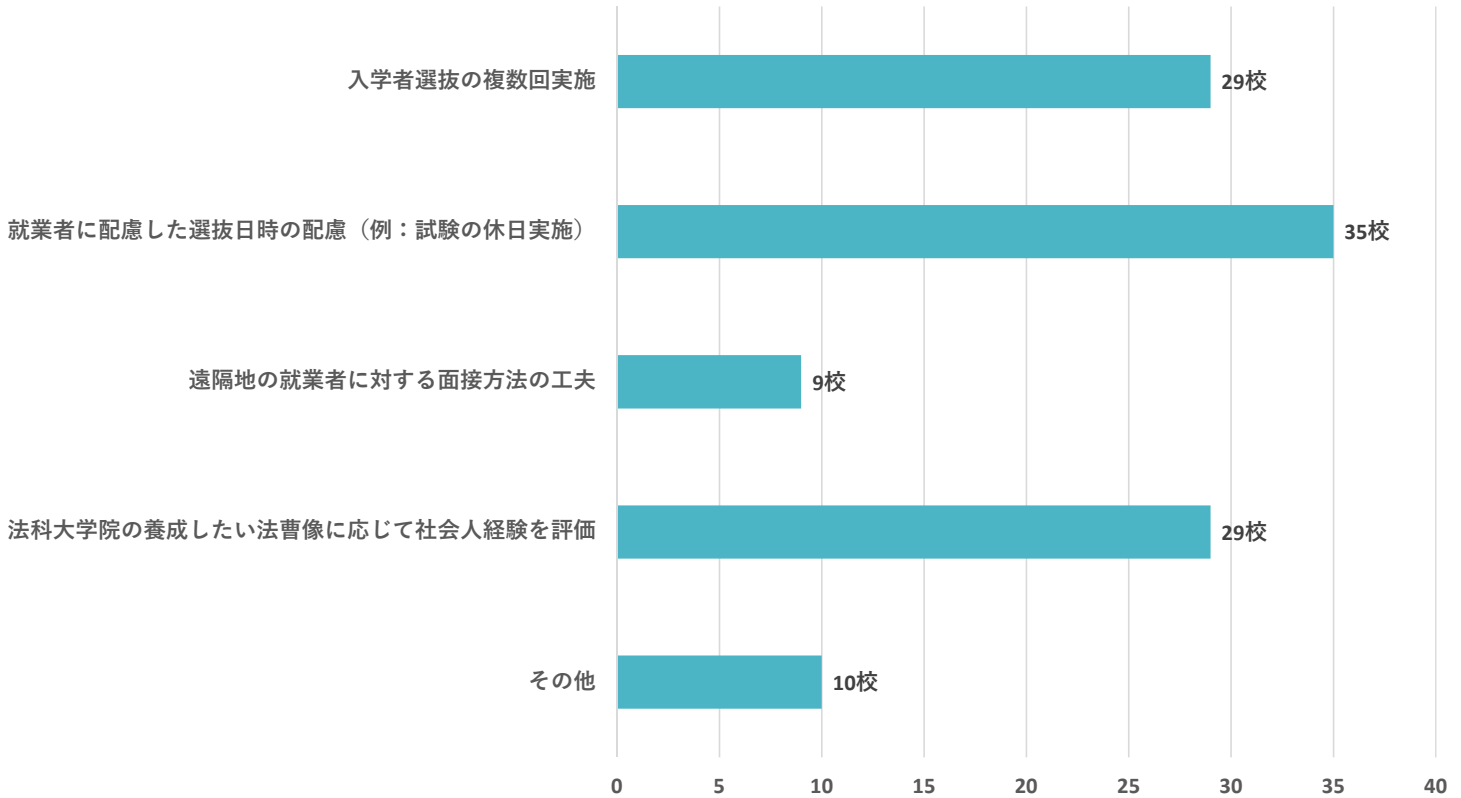
1

-
1. 入学者選抜における配慮
 2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善
 3. 正規の教育課程外の支援
 4. 長期履修
 5. 有職社会人のための環境整備
 6. 法科大学院修了後の支援
-

2

1. 入学者選抜における配慮

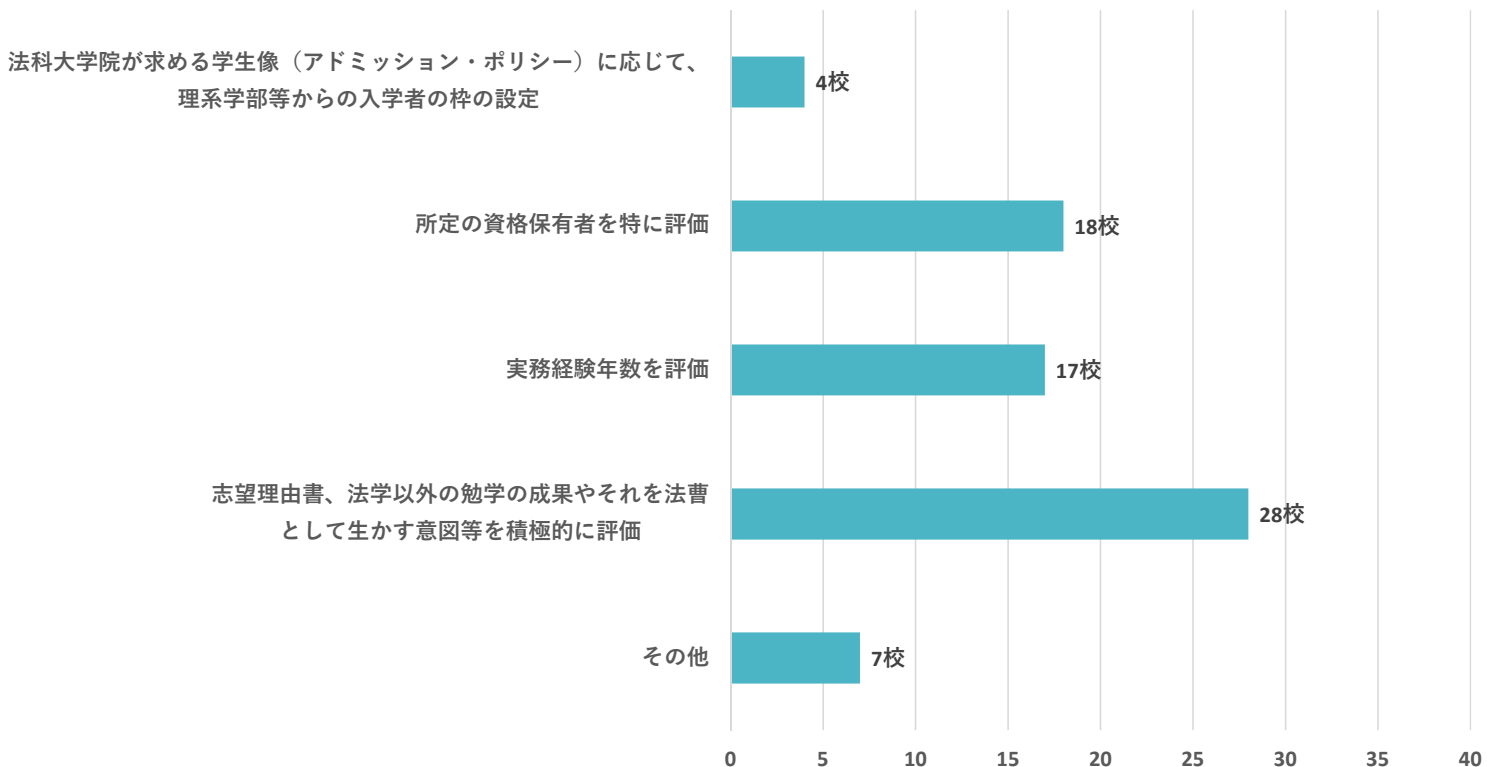
令和3年度入学者選抜の実施に関して、就業者その他の職業経験を有する者であって法科大学院に入学しようとする者に行った配慮について回答してください。（「○」「×」選択式）



3

1. 入学者選抜における配慮

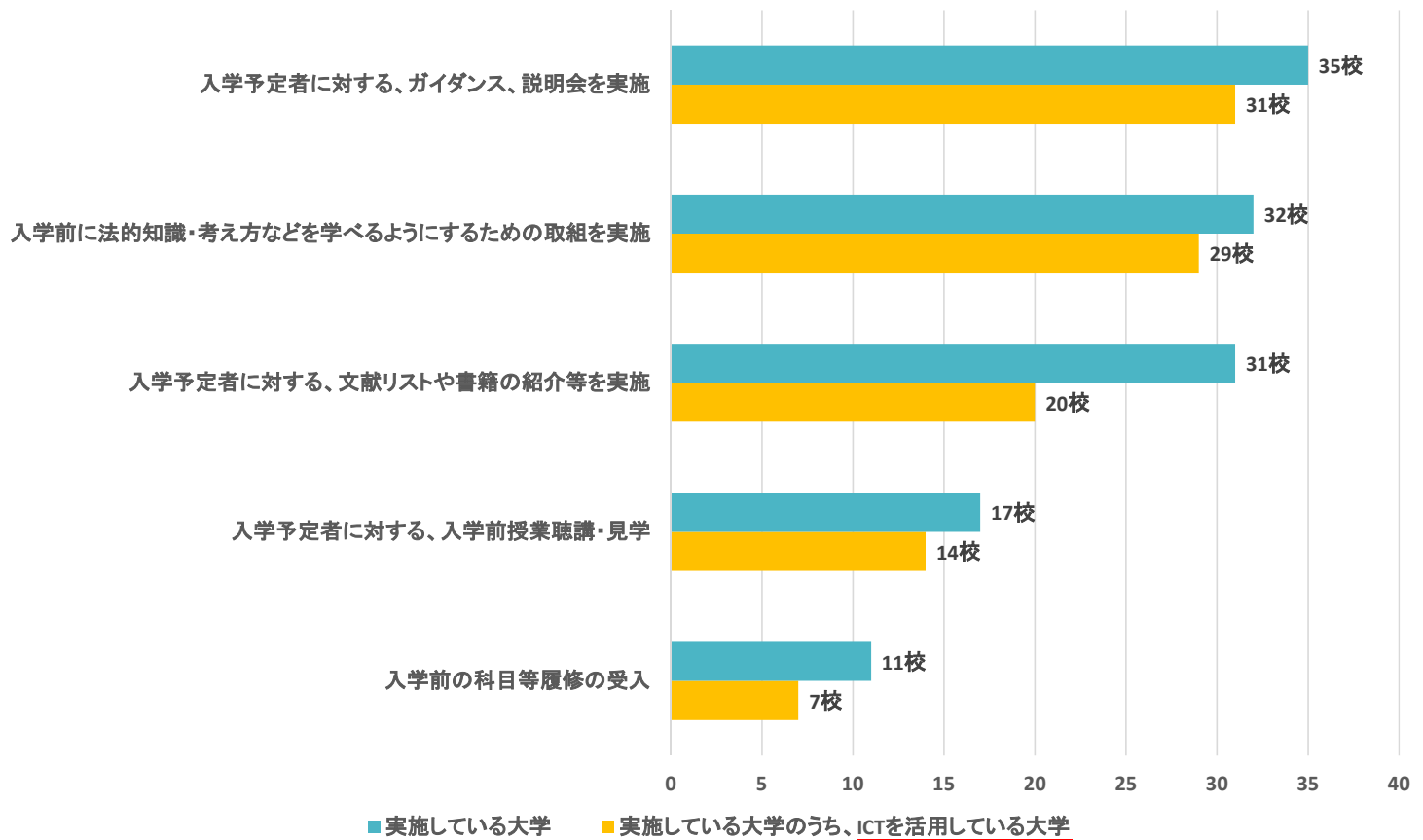
令和3年度入学者選抜の実施に関して法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者に行った配慮について回答してください。（「○」「×」選択式）



4

2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

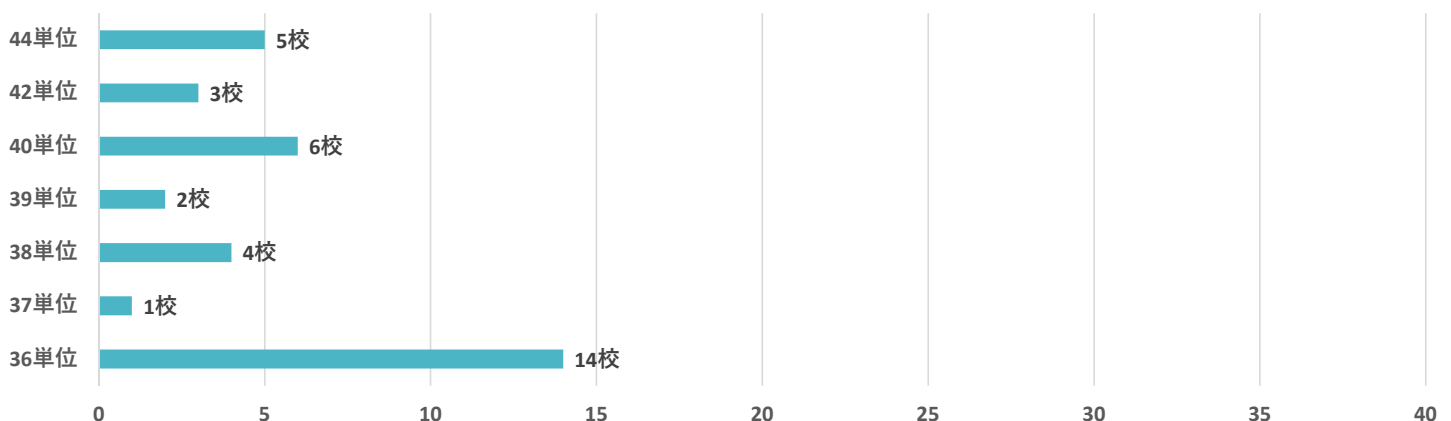
入学前の導入教育等の状況について（「○」「×」選択式）



5

2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

未修1年次の履修登録単位数の上限の状況を記載してください。



44単位の大学（5校）：千葉大学、※上智大学、創価大学、早稲田大学、愛知大学

42単位の大学（3校）：金沢大学、明治大学、関西学院大学

40単位の大学（6校）：大阪大学、神戸大学、岡山大学、東京都立大学、南山大学、福岡大学

39単位の大学（2校）：大阪市立大学、専修大学

38単位の大学（4校）：名古屋大学、九州大学、琉球大学、駒澤大学

37単位の大学（1校）：立命館大学

36単位の大学（14校）：北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、一橋大学、京都大学、広島大学、学習院大学、慶應義塾大学、中央大学、日本大学、法政大学、同志社大学、※関西大学

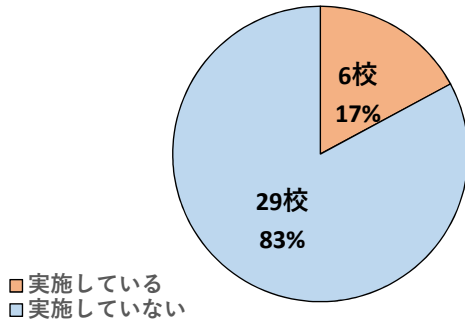
※上智大学：未修1年次の履修登録単位数の上限について、原則36単位だがこの上限に含まない除外科目がいくつかあり、それを含めても最大で44単位は超えられないため、44単位と回答。

※関西大学：本研究科が認めた者については、44単位を限度として履修を届け出ることができる。

6

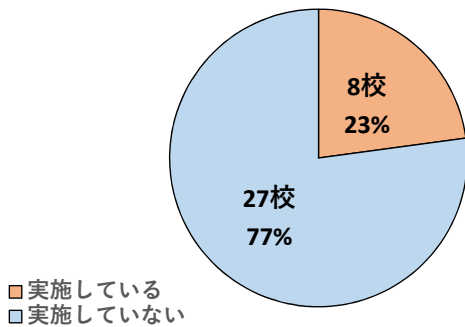
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

法科大学院の法律基本科目と学部におけるこれに相当する科目の共同開講を実施していますか。
(「○」「×」選択式)

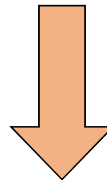


実施している大学（6校）
岡山大学、広島大学、琉球大学、慶應義塾大学、創価大学、愛知大学

複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施していますか。（「○」「×」選択式）

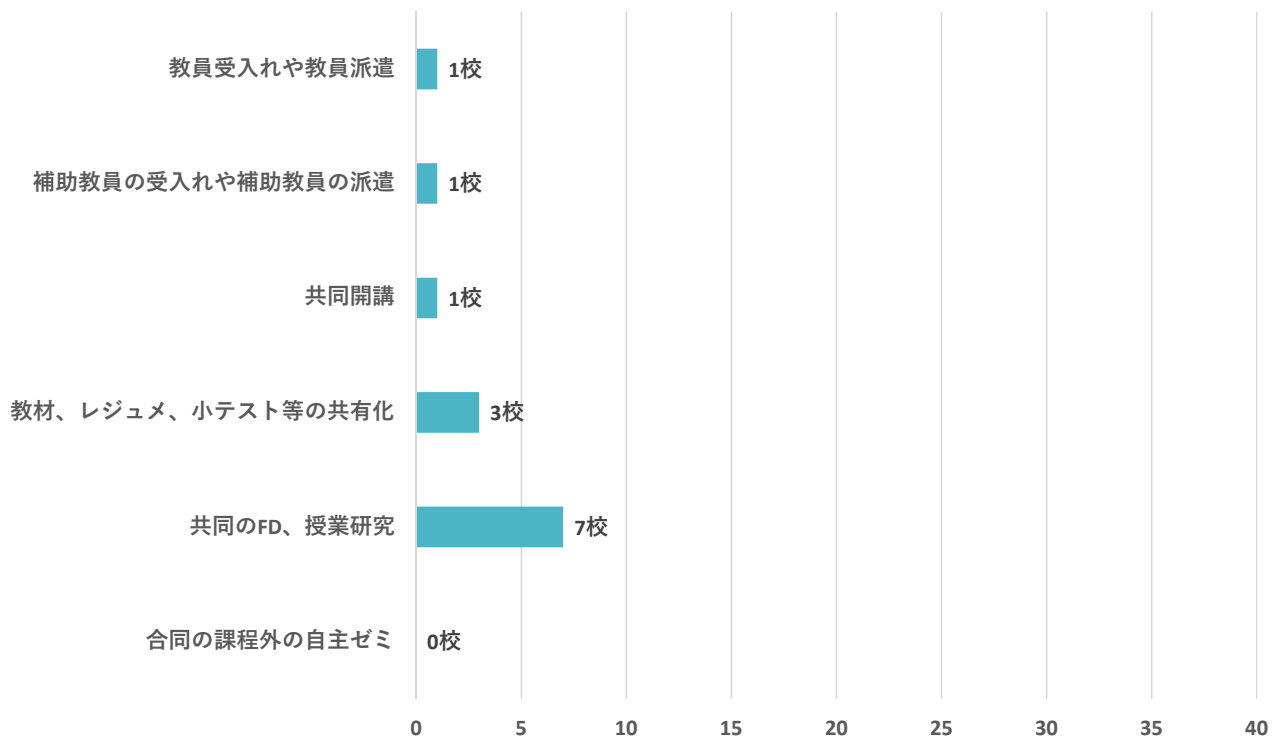


実施している大学（8校）
筑波大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、同志社大学、関西学院大学



7

■ 他の法科大学院と連携して、未修者教育を実施している大学（8校）が行っていること
(複数回答可)

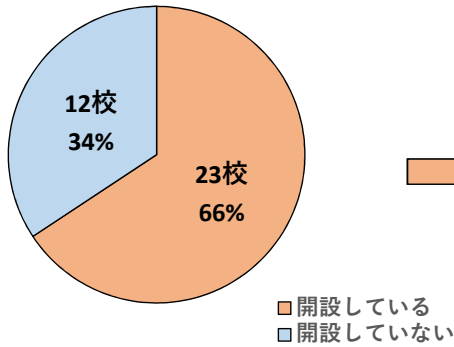


8

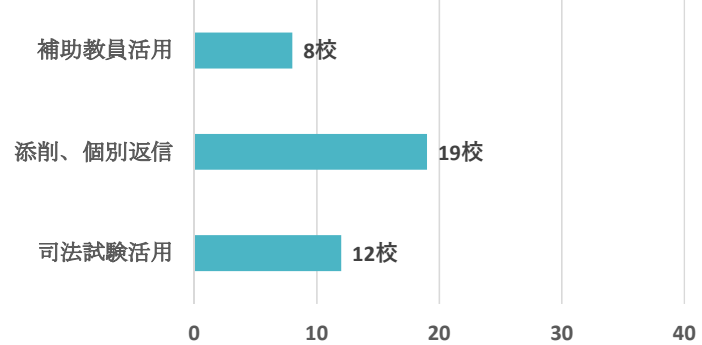
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程内で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

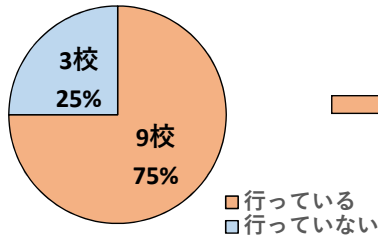
■ 事例分析に関する科目を開設している大学



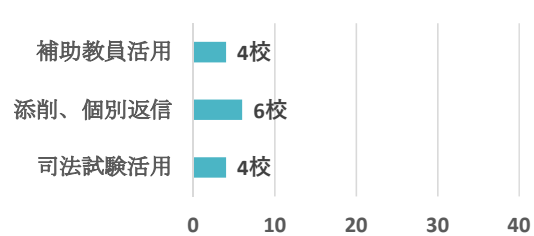
肯定的に回答した大学 (23校) のうち、何をを行っているか
 【複数選択可】



■ 事例分析に関する科目を開設していない大学 (12校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



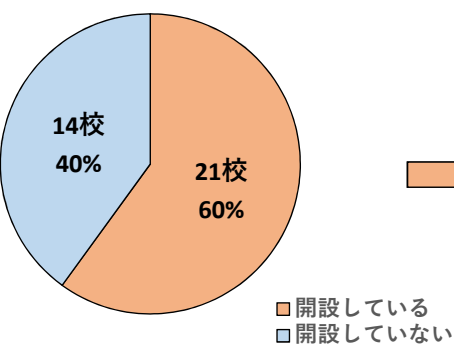
肯定的に回答した大学 (9校) のうち、何をを行っているか
 【複数選択可】



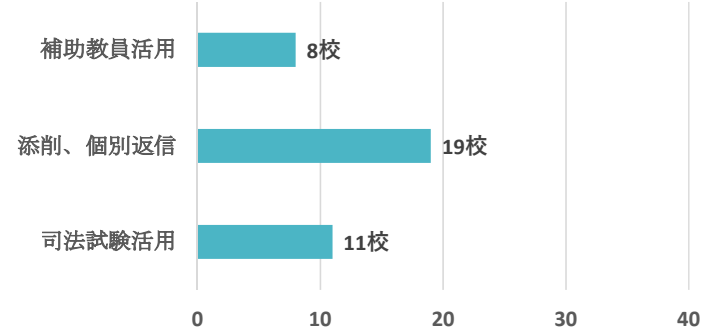
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程内で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

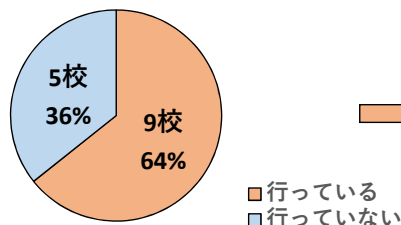
■ 法文書の作成に関する科目を開設している大学



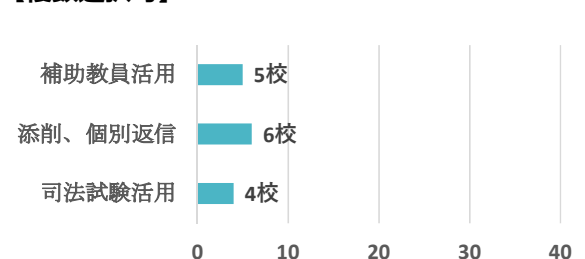
肯定的に回答した大学 (21校) のうち、何をを行っているか
 【複数選択可】



■ 法文書の作成に関する科目を開設していない大学 (14校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



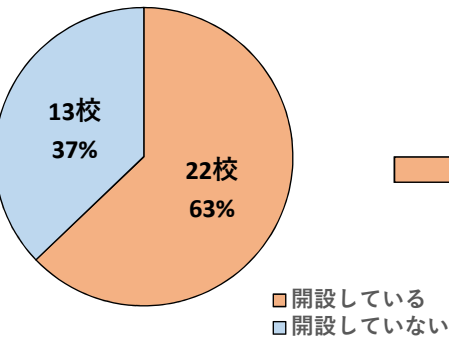
肯定的に回答した大学 (9校) のうち、何をを行っているか
 【複数選択可】



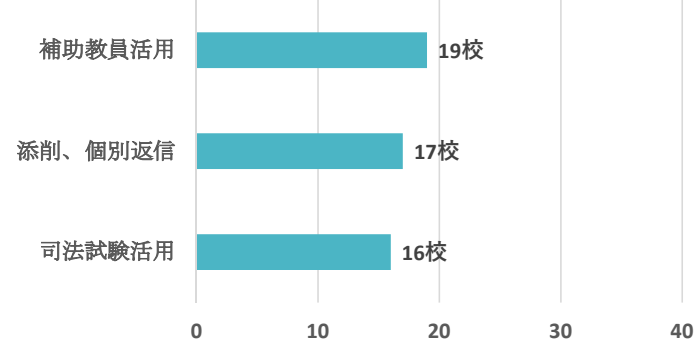
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程外で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

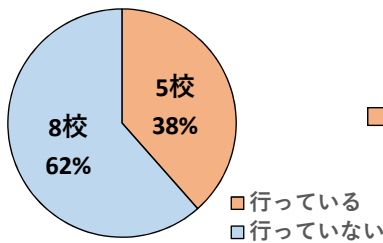
■ 事例分析に関する科目を開設している大学



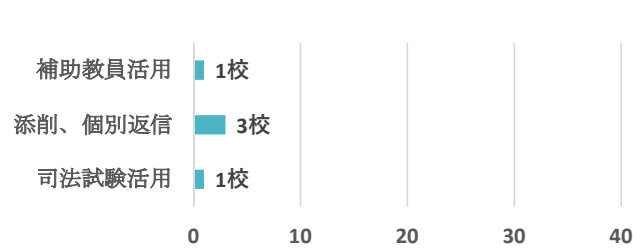
肯定的に回答した大学 (22校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 事例分析に関する科目を開設していない大学 (13校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学



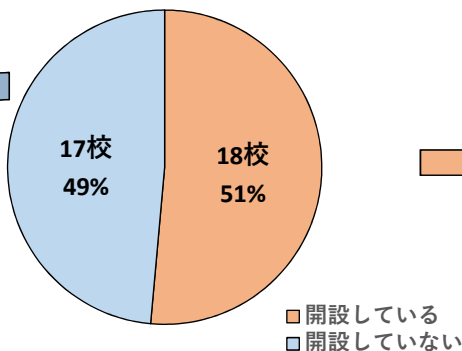
肯定的に回答した大学 (5校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



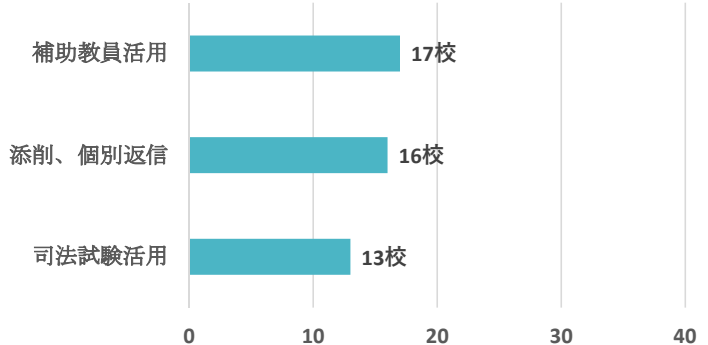
2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

1年次に教育課程外で法的な推論、分析、構成及び論述能力等を育成するための科目を開設していますか。
 (「○」「×」選択式)

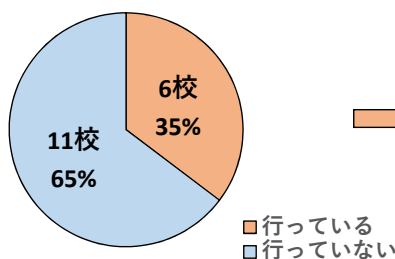
■ 法文書の作成に関する科目を開設している大学



肯定的に回答した大学 (18校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



■ 法文書の作成に関する科目を開設していない大学 (17校) のうち、授業内で工夫して論述能力の育成を行っている大学

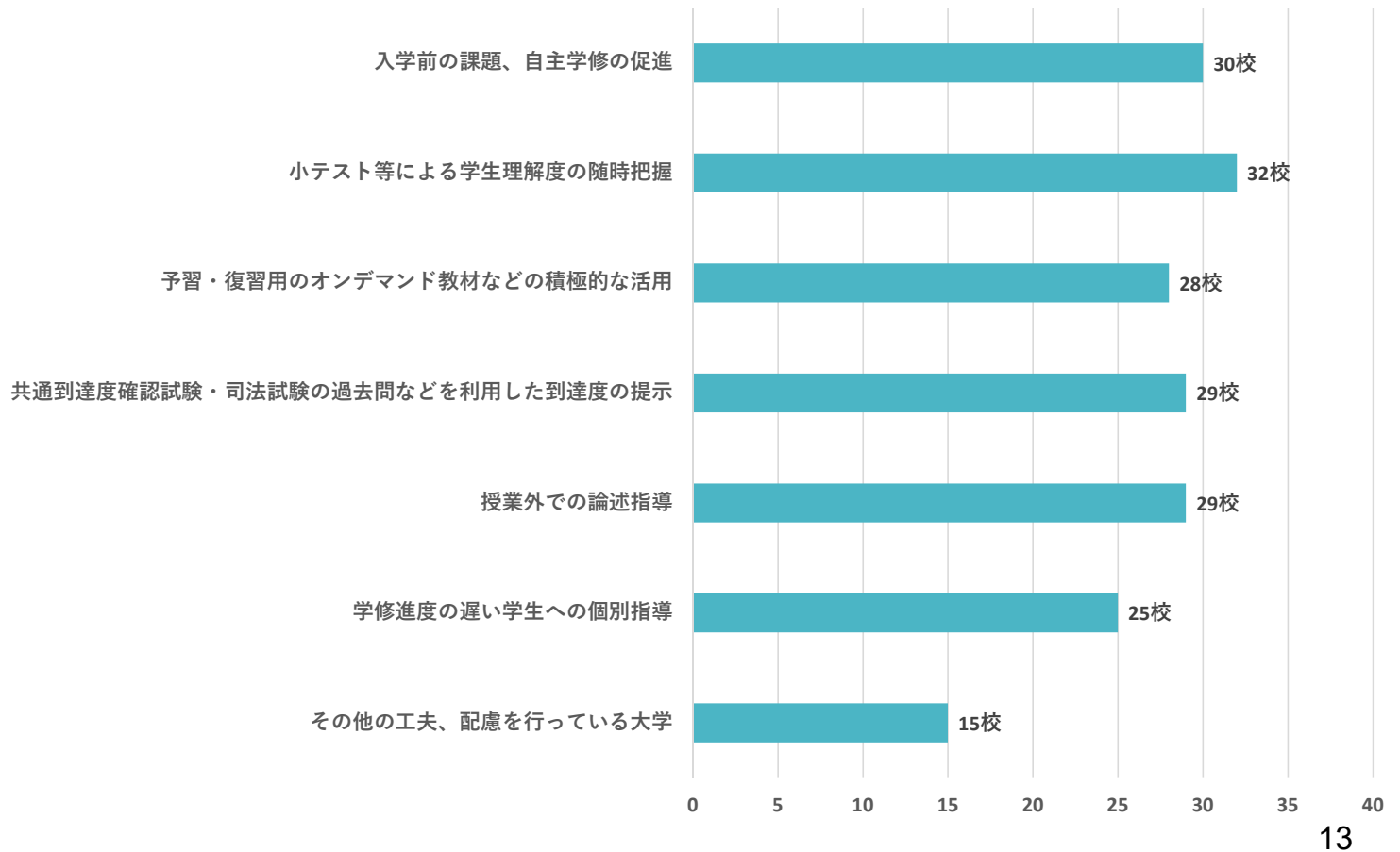


肯定的に回答した大学 (6校) のうち、何をやっているか
 【複数選択可】



2. カリキュラム・授業内容や方法等における工夫・改善

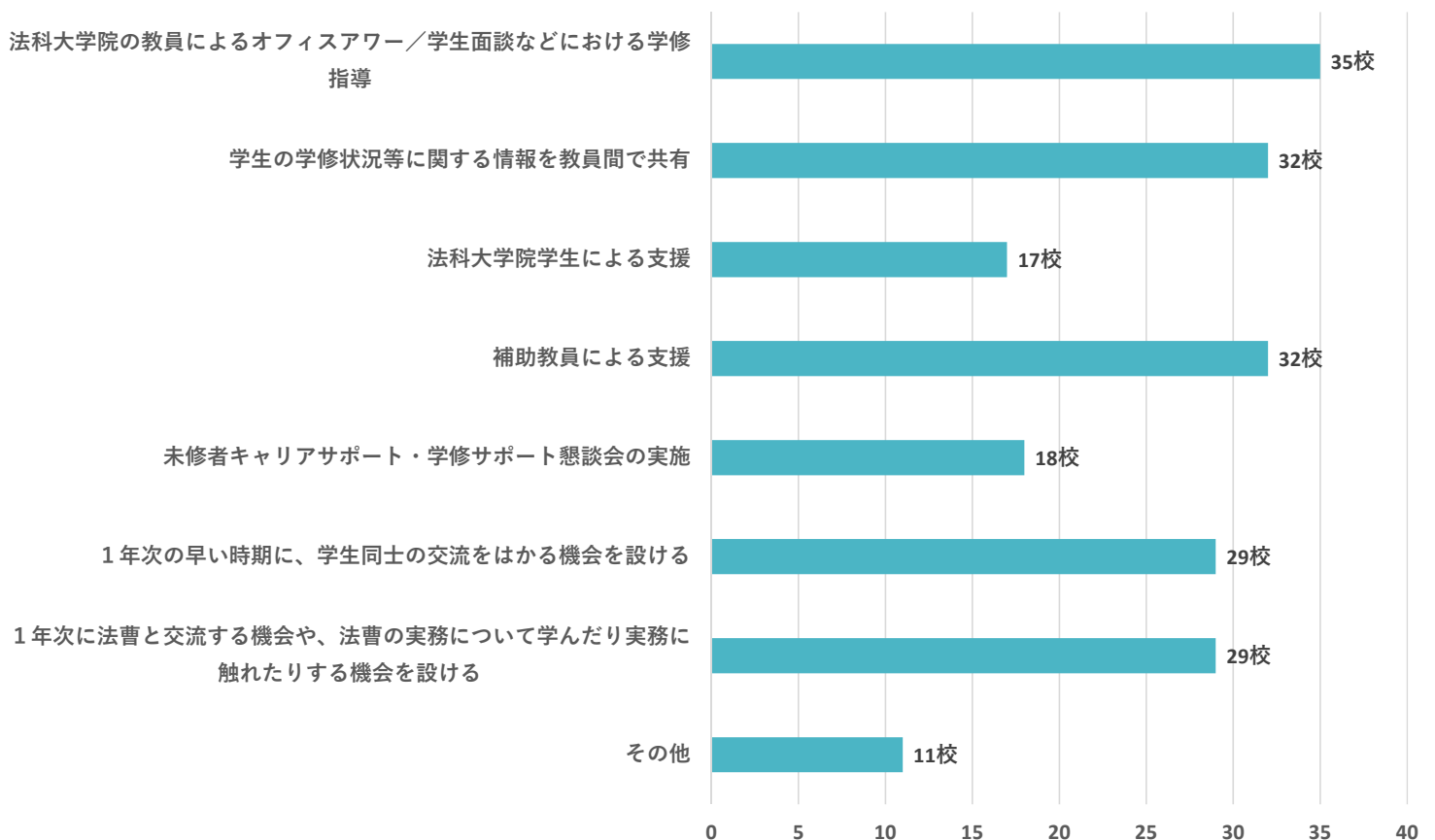
法学未修者1年次教育課程内において、工夫、配慮していることを回答してください。
(「○」「×」選択式)



13

3. 正規の教育課程外の支援

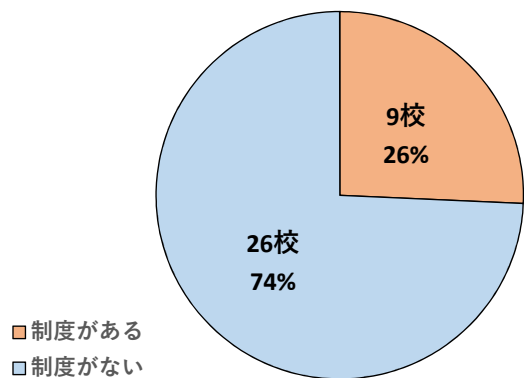
法学未修者1年次教育課程外の体制の充実として以下のことが行われていますか。(「○」「×」選択式)



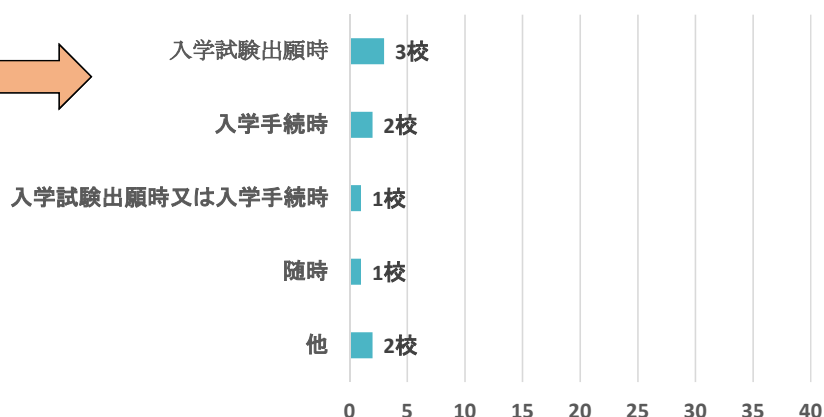
14

4. 長期履修

■ 法科大学院独自の長期履修制度がある大学 (「○」「×」選択式)



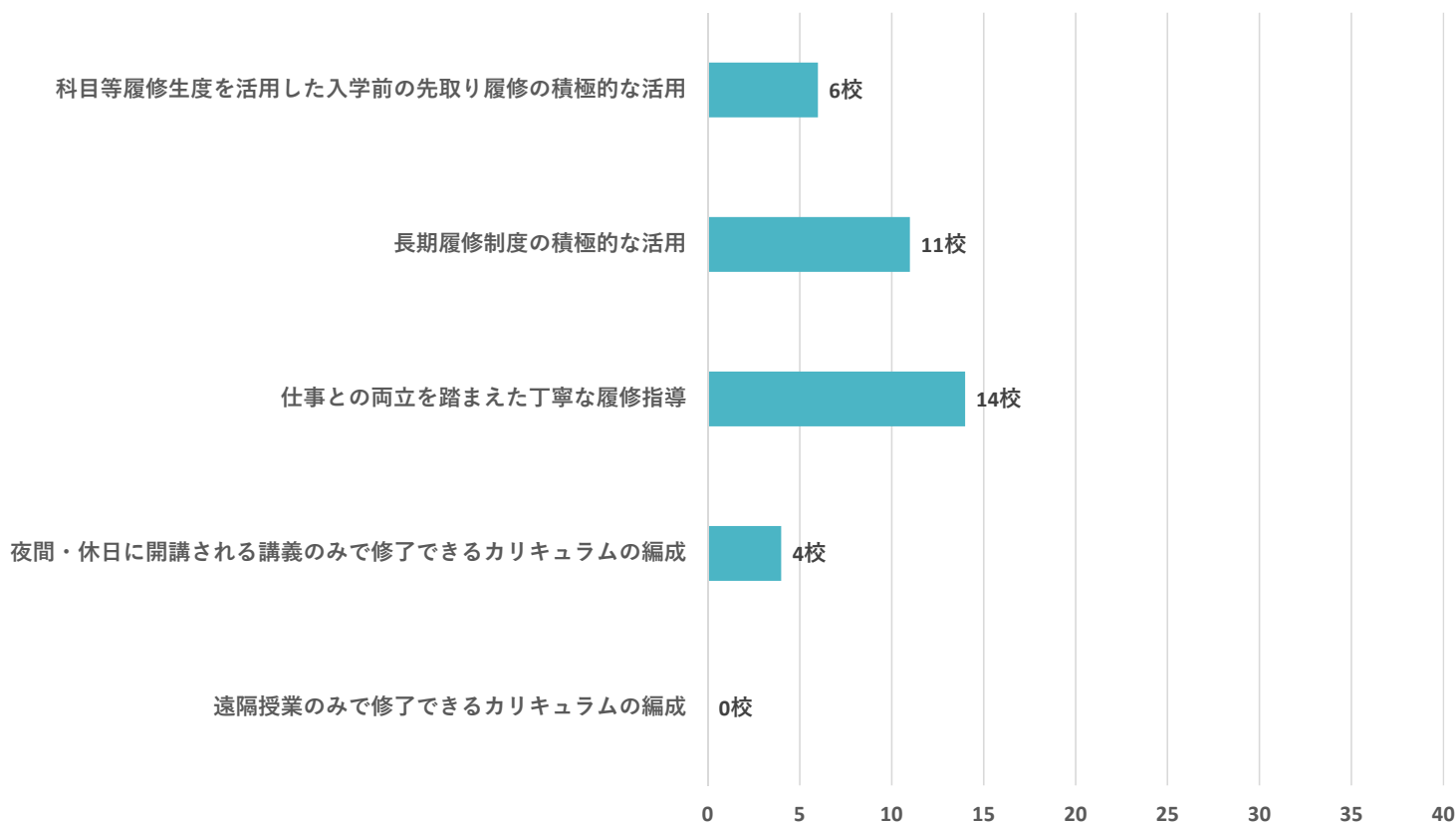
法科大学院独自の長期履修制度がある大学（9校） のうち、長期履修の申請時期について



15

5. 有職社会人のための環境整備

有職社会人が学びやすい環境整備のために取り組んでいるものがあれば回答してください (「○」「×」選択式)

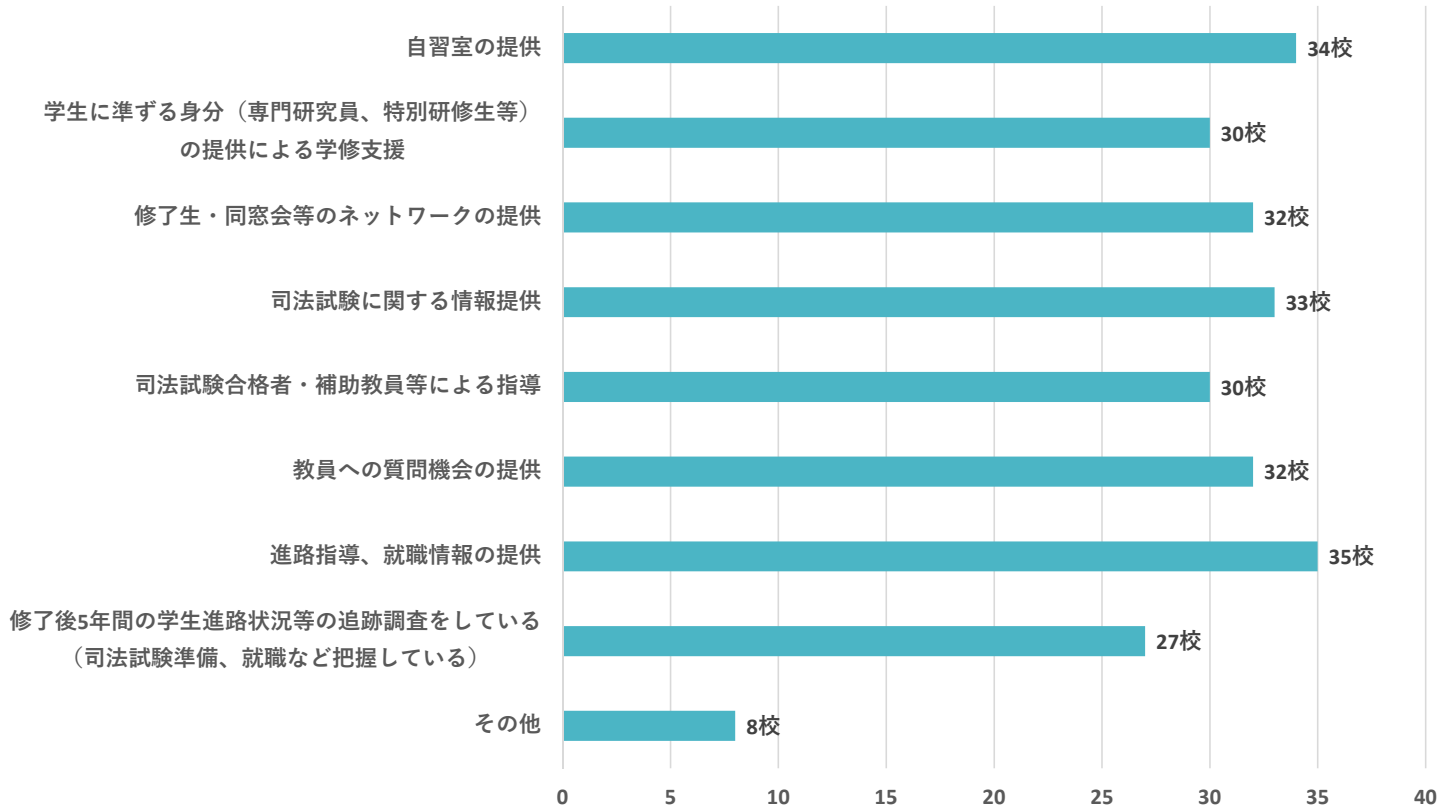


16

6. 法科大学院修了後の支援

法科大学院修了後の支援に当てはまるものがあれば回答してください（「○」「×」選択式）

■ 修了後5年間の学生進路状況等の追跡調査をしている大学（司法試験準備、就職など把握している）



令和3年度法科大学院関係状況調査

補助教員の活用に関する調査

集計対象 : 令和3年4月1日時点で学生を募集している法科大学院を持つ大学（35校）

調査基準日 : 令和3年4月1日

1

-
1. 補助教員の人数
 2. 補助教員の属性
 3. 補助教員の業務
 4. 補助教員の経費負担
 5. 補助教員の支援
 6. 法科大学院執行部、担当教員、補助教員の連携
 7. 担当教員と補助教員の連携
 8. その他
-

2

1. 補助教員の人数

補助教員の人数を回答してください。

■ 補助教員の人数（単位：人）

大学名	補助教員数	(参考) 入学定員	大学名	補助教員数	(参考) 入学定員
北海道大学	29	50	学習院大学	1	30
東北大学	5	50	慶應義塾大学	30	220
筑波大学	38	36	駒澤大学	5	36
千葉大学	8	40	上智大学	26	40
東京大学	33	230	専修大学	6	28
一橋大学	30	85	創価大学	16	28
金沢大学	27	15	中央大学	50	200
名古屋大学	21	50	日本大学	2	60
京都大学	12	160	法政大学	4	30
大阪大学	19	80	明治大学	24	40
神戸大学	35	80	早稲田大学	114	200
岡山大学	8	24	愛知大学	9	20
広島大学	20	20	南山大学	8	20
九州大学	6	45	同志社大学	45	70
琉球大学	10	16	立命館大学	25	70
東京都立大学	9	40	関西大学	40	40
大阪市立大学	18	30	関西学院大学	20	30
			福岡大学	6	20

【調査票Gで御案内していた補助教員の補足事項】

補助教員について法令上明確な定義はありませんが、本調査においては、アカデミック・アドバイザー、チューター等の名称にかかわらず、法科大学院在校生や司法試験受験勉強中の修了生の学修を支援するために実施されている教育課程内外における取組に従事する者を幅広く含めて考えています。また、告示や通知に規定されている「研究指導補助教員（※1）」や「指導補助者（※2）」を意味するものではなく、学生や教員を除く法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含む趣旨です。

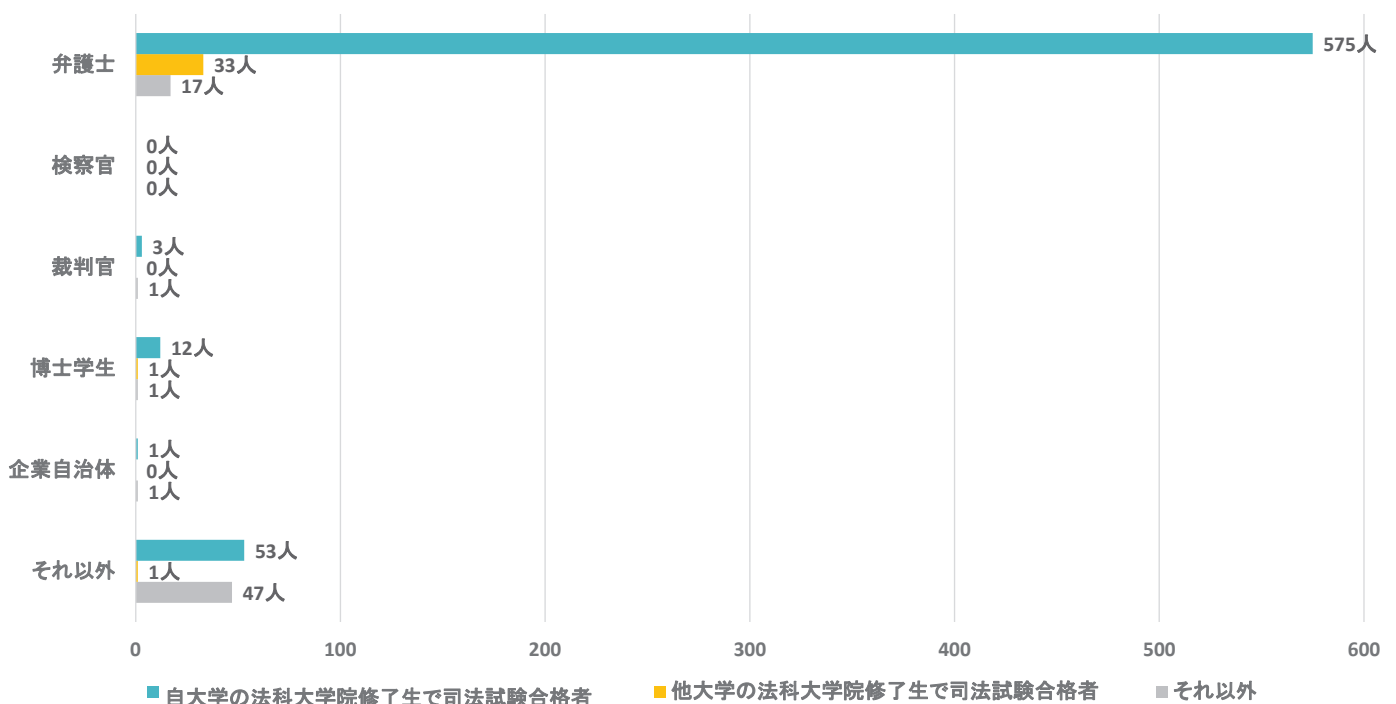
＜補助教員に含まれない者の例＞・法科大学院在学者
 ＜補助教員に含まれる者の例＞・アカデミック・アドバイザー、チューター、教育補助講師、メンター、アドバイザー、ティーチング・アシスタント等の名称にかかわらず、授業の補助、学修・生活相談、課外のゼミ等の学修支援を実施している者

※1…研究指導補助教員 研究指導の補助を行い得る教員（平成19年文部省告示第175号）
 ※2…指導補助者 当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に言い得る資質能力を有する者（平成19年文部科学省高等教育局長 通知19 文科高第281号）

3

2. 補助教員の属性

補助教員の属性と現在の職業等について回答して下さい。（単位：人）



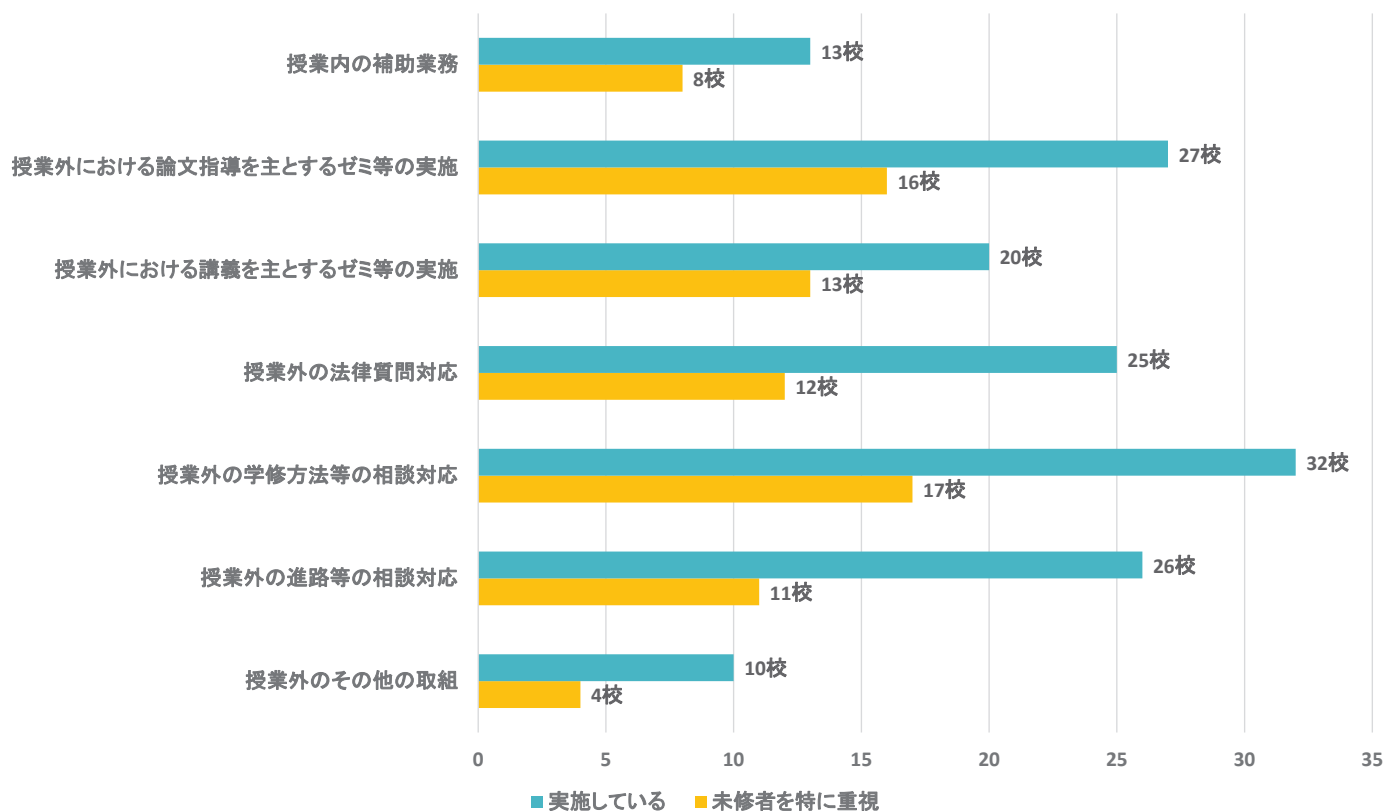
その他 <例>

旧司法試験合格者、司法試験に向けて勉強中の者、外部業者、学内カウンセラーなど

4

3. 補助教員の業務

補助教員を以下の業務で活用している場合、未修者を特に重視している場合○をつけてください。



5

4. 補助教員の経費負担

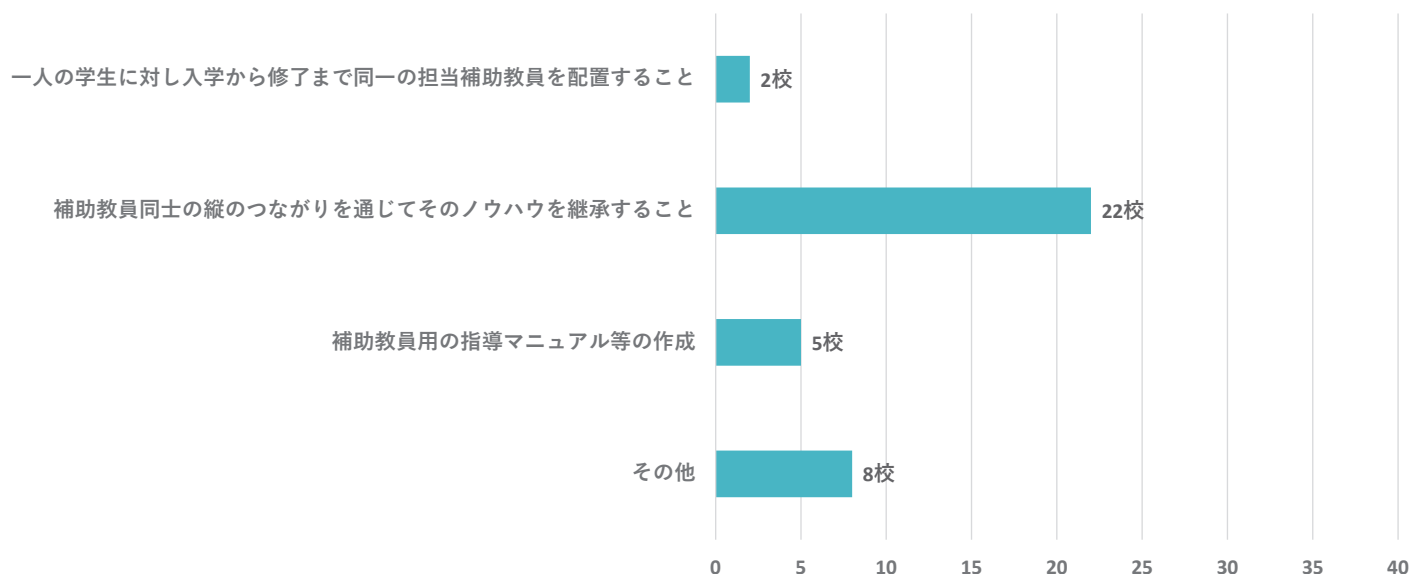
補助教員の経費負担額について、属性ごとに年間の総額を回答してください。（単位：千円）

- 補助教員の経費負担額について法科大学院の負担がある大学：35校
- 補助教員の経費負担額について弁護士会の負担がある大学：1校
 - ・ 琉球大学
- 補助教員の経費負担額についてその他の組織や個人の負担がある大学：4校
- その他組織の具体名称
 - ・ 金沢大学：金大法曹会
 - ・ 大阪大学：高等司法研究科後援基金
 - ・ 神戸大学：神戸大学六甲台後援会

6

5. 補助教員の支援

補助教員による支援内容を回答してください。(○・×選択式)



その他 <例>

- 未修者指導の補助教員は、法科大学院同窓会の協力を得て選任、ノウハウの継承を行っている
- 意見交換会を通じて、補助教員間の情報共有に努めている
- 半期ごとの希望制にして補助教員を担任補佐として配置
- クラスごとに補助教員がつく「クラスサポーター制度」を設けている
- 教材作成補助、講義・実演・演習の指導補助や支援、ディスカッションリーダー等をお願いしている
- 学期ごとに補助教員・学生によるアンケートを実施し、お互いにフィードバックしている

7

5. 補助教員の支援

補助教員が行う、授業内の授業補助について、その内容を記載してください。

- 論文指導・添削、教材作成、質問対応等
- オンライン授業の運営補助、試験の実施補助等、各分野ごとに担当弁護士が学生の起案を添削し、それをもとに講義を実施
- 法学未修者教育の補助業務（未修者対象授業担当教員の指示のもと、知識確認問題の作成、実施、採点・記録、質問受付/解説の一部を担当）
- 模擬裁判授業補助
- 実務科目ロールプレイ型授業での相談役、証人役、依頼者役を通じて、現場に必要な知識と対応力を指導
- 学生に対する日常的な支援活動（学習指導）実務系科目の運営支援（レポート、起訴状、判決文等の添削、指導等）
- 担当教員と補助教員が授業日以外に、定期試験の解説・検討を行う担当教員と補助教員が授業の内容や解釈について連絡をとり確認したうえで、ゼミで補助教員が指導

8

5. 補助教員の支援

補助教員が行う、授業外のその他の取組について、その内容を記載してください。

- 修了生による司法試験対策ガイダンス、司法修習対策ガイダンス、論文添削、解説講義
- 修了生、修了生弁護士の学修相談・添削指導、心理カウンセラーによるカウンセリング
- チューターによる、チューターゼミを通じた学生指導
- 女性弁護士による女性学生のケア
- 学業上、生活上の質問及び相談
- 修了生ゼミの実施、各種質問対応
- グループ学習の指導、学生の作成答案の添削等
- 在学生及び修了生向けに若手弁護士による学修フォローゼミを開設
- 司法試験の過去問を利用した、学修方法のチェック、法律文書作成の個別指導等
- 履修及び自主学修の進め方に関するアドバイス
- 修了生弁護士から学修上の様々なアドバイス

9

5. 補助教員の支援

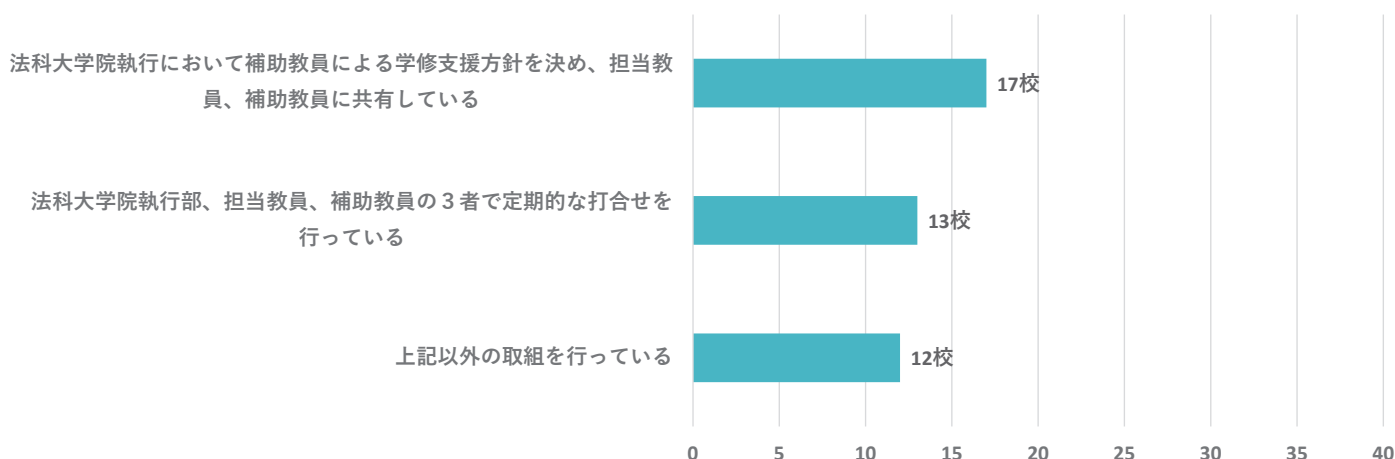
補助教員が行う、授業外のその他の取組について、その内容を記載してください。

- 修了生弁護士からの、司法試験対策や心構え、学修上の学修・生活相談
- 担任補佐、授業サポート型ゼミ、自主ゼミ支援型ゼミ、テーマ設定型ゼミ、オンデマンド配信（基礎固め講義、応用講座等）
- 授業担当者の指示のもと、重要事項、手薄な部分の復習や起案能力の強化等
- 土曜補習で、授業進行に対応する事項を中心に論文作成とその解説と質疑応答（演習）を実施。また、夏休みや春休みなどの長期休業期間では、春学期（秋学期）授業の復習と秋学期（春学期）授業の予習のポイントやその方法等について体験を交えて指導等を実施。
- ガイドブックでの広報等
- 学生面談の実施（全学生対象、年2回実施）
- 修了生裁判官による判例研究会（年2回）、修了生による就職相談会（年1回）
- 市販教材等を用いた授業進行に合わせた類題解説。自習教材の利用、選択の助言
- 講義・論文添削等のゼミ指導新入生への初年次支援（学習・生活等）在学生・修了生へのキャリア支援
- ゼミ等での論述、添削指導、同窓会主催の短答式対策講座

10

6. 法科大学院執行部、担当教員、補助教員の連携

補助教員の活用に関して、法科大学院執行部、担当教員、補助教員が連携する仕組みについて回答して下さい。（○・×選択式）



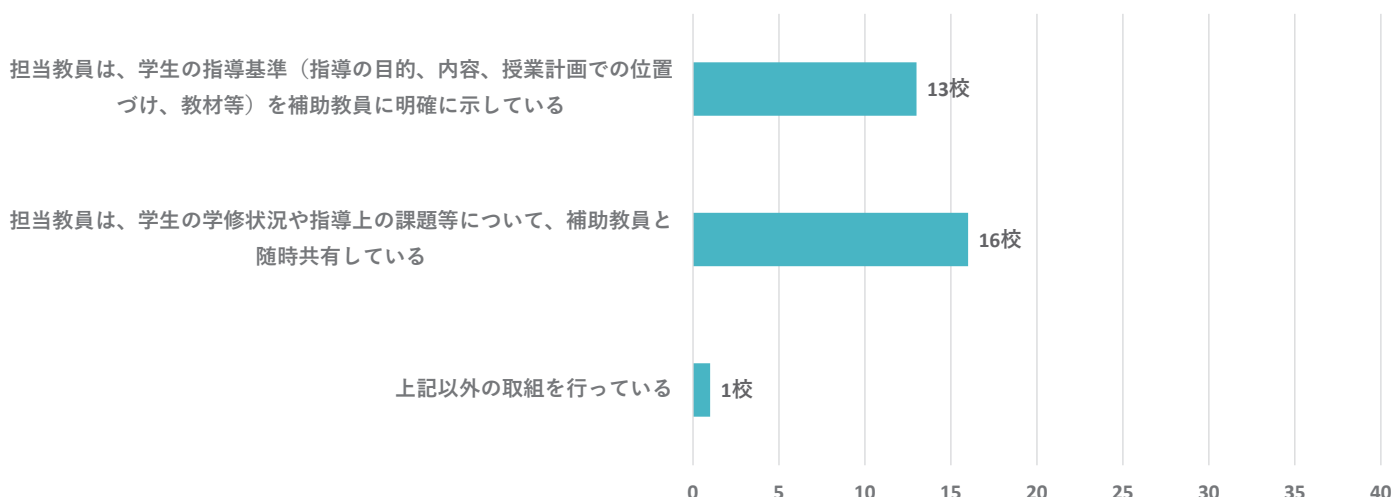
【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 学修効果があり定着が見られる取組は、カリキュラムに位置づけ、単位化して科目開設
- 未修者指導の実施方法等については、同窓会事務局を介して、未修者指導講師側と協議し、法曹養成専攻学務委員会においても審議・検討している
- 各セメスター終了後、補助教員の支援内容について教授会FDで報告を受け、教授会構成員と補助教員の間で指導内容を検討している
- 補助教員をとりまとめているアカデミック・コーディネーターと法科大学院執行部と事務担当で定期的に打合せを行っている
- 年に2回程度、法科大学院執行部とアドバイザーとの意見交換会を実施している

11

7. 担当教員と補助教員の連携

授業の担当教員と補助教員（授業の補助業務の場合）の連携について回答して下さい。（○・×選択式）



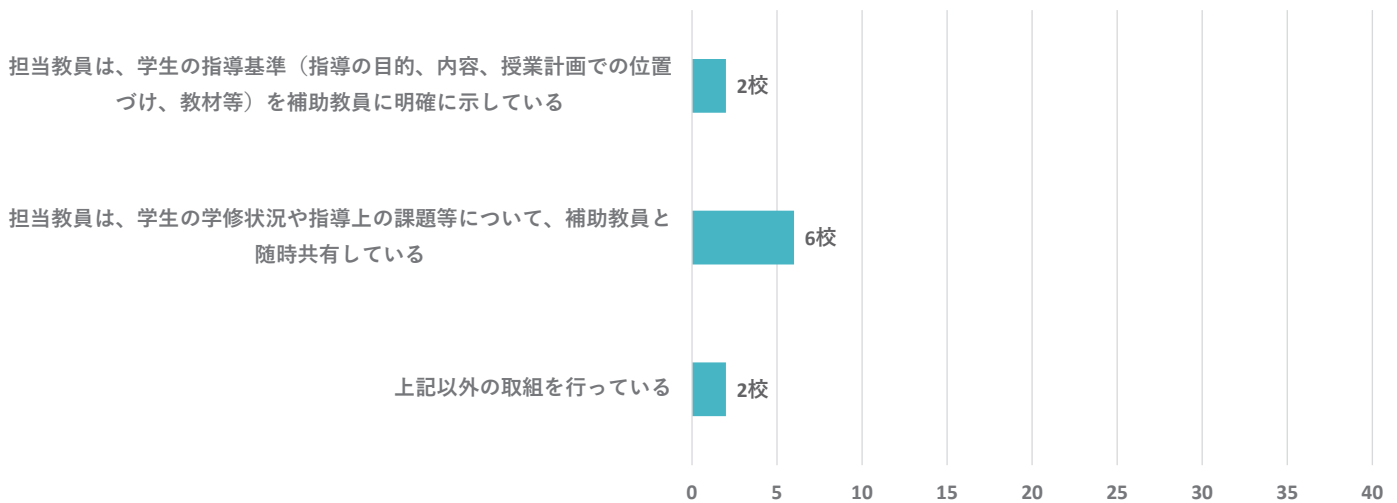
【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 未修者指導のための課題は、原則として法律基本科目の担当教員が作成し、出題の趣旨、解答のポイント等とともに補助教員に示している

12

7. 担当教員と補助教員の連携

担任制などを導入している場合について、お伺いします。担任の教員と補助教員（授業外の補助業務の場合）の連携について回答してください。（○・×選択式）



【回答の補足及び上記以外の取組の例】

- 学生カルテを通して、専任教員と補助教員との間で間接的に情報共有をしている。
- 補助教員と連絡を担当する専任教員を通じて、担任と補助教員との間で情報共有をしている。
- 学務委員会が、担任や補助教員から情報を取得した後、補助教員や担任、その他の教員との間で必要な情報連携を行っている。

13

8. その他

補助教員を活用する上で課題を感じている点があれば、記載してください。（自由記述）

- コロナ禍であっても、チューターゼミがオンラインを通して盛況に実施されているが、年度末になると予算の限界から活動が制限されることになり、大きな課題。
- 学生には好評の制度だが、予算措置が綱渡りで非常に厳しい。女性学生の支援という機能も果たしており、継続するための工夫が重要
- 本学修了生が学生アドバイザーとして活動しているが、司法試験直前の4、5月は助力を得にくい。
- 過去に、補助教員が慣れてきた際に添削遅延などがあったため、補助教員とは緊密な情報連携に基づき緊張感を維持した関係を築くことが重要である。
- 首都圏の修了生弁護士に新規支援を依頼するのは限界があり、遠方の修了生に依頼しテレビ会議システムを活用している。
- 実務家の本業と補助教員の業務の兼ね合いや補助教員の力量の把握が難しい。
- 学生支援を行える能力と本学の法曹養成の考え方への理解を併せ持っている人材の確保が難しい。
- 各科目における指導内容・使用教材・進度等の緊密な連携を図ることが理想だが、補助教員と法科大学院教員双方にとって手間や負担も大きい。

14